

## 益田市循環型木材利用推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の森林から搬出された伐採木等の森林資源の利用拡大を図り、もって適正な森林整備・保全を推進することを目的として、薪ストーブを購入する者に対し、予算の範囲内において交付する益田市循環型木材利用推進事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、益田市補助金等交付規則（平成9年益田市規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する個人（第9条第1項の実績報告を行う時まで市内に転入予定の者（以下「転入予定者」という。）を含む。）又は市内に事業所を有する事業者（法人、個人事業主及び任意団体等をいう。）であること。
- (2) 市税等（転入予定者にあつては、現住所地における市町村税等）の滞納がないこと。
- (3) 市内の住宅又は事業所等において、薪を主燃料として使用する未使用品の薪ストーブを新たに設置すること。
- (4) 当該年度内に薪ストーブの設置を完了できること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者（その者を構成員とする場合も含む。）は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) 宗教活動又は政治活動を目的とした事業を行う者
- (3) その他市長が公序良俗に反すると判断する事業を実施しようとする者

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、薪ストーブの購入及び設置に要する費用（運送料、設置工事費用及び附属品に係る費用を含む。）とする。

(交付額等)

第4条 補助金の交付額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）以内とする。ただし、20万円を上限とする。

2 補助金の交付は、1戸の建物につき1回を限度とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、益田市循環型木材利用推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の内訳が明記されている見積書の写し

- (2) 薪ストーブの仕様が確認できるカタログ等の写し
  - (3) 設置箇所の見取図
  - (4) 交付申請前3月以内に取得した納税証明書
  - (5) 個人が交付申請する場合（転入予定者として申請をする場合を除く。）  
にあつては、交付申請前3月以内に取得した住民票の写し
  - (6) 法人が交付申請する場合にあつては、交付申請前3月以内に取得した当該法人の登記事項証明書
  - (7) 薪ストーブを設置する建物の所有者が複数である場合又は当該建物の所有者が申請者と異なる場合にあつては、薪ストーブ設置同意書（様式第2号）
  - (8) その他市長が必要と認める書類
- 2 申請者は、前項の申請に際し、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、当該申請の時点において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。
- （交付決定）

第6条 市長は、前条の申請があつたときには、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するとともに、当該決定の内容を益田市循環型木材利用推進事業補助金交付決定等通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、当該申請の内容を変更し、又は薪ストーブの購入を中止しようとする場合は、あらかじめ益田市循環型木材利用推進事業補助金変更等承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（変更承認）

第8条 市長は、前条の規定による申請があつたときには、その内容を審査し、変更の可否を決定するとともに、当該決定の内容を益田市循環型木材利用推進事業補助金変更承認等通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は交付の決定のあつた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、益田市循環型木材利用推進事業補助金実績報告書（様式第6号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支払を証する書類の写し
- (2) 施工前、施工中及び完成後のカラー写真（外観、施工箇所等が写された

もの)

(3) 補助事業者が転入予定者として第5条の申請を行った場合にあつては、実績報告書の提出前3月以内に取得した転入後の住民票の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の実績報告書の提出に当たり、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。この場合において、仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第7号。以下「仕入れ消費税等報告書」という。)を提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項に規定する実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を仕入れ消費税等報告書により速やかに市長に報告しなければならない。

(補助金等の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定に基づく実績報告があつたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の金額を確定し、その旨を益田市循環型木材利用推進事業補助金確定通知書(様式第8号)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金等の請求)

第11条 前条の規定により補助金額の確定を受けた補助事業者は、遅滞なく益田市循環型木材利用推進事業補助金交付請求書(様式第9号)を市長へ提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 規則第16条第1項に規定するもののほか、補助事業者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、市長は、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、期間を定めて当該取消しに係る補助金の返還を命ずることができる。

(財産処分の制限)

第14条 補助事業者は、事業の完了日から起算して法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の規定による耐用年数をいう。次条において同じ。)が経過する日までの間、補助金により取得し、又は効用の増した財産(同条において「取得財産」という。)を市長の承認を受けずに譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

(帳簿類の保管)

第15条 補助事業者は、規則第19条の規定による補助金に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿の整備及び保管を行うほか、取得財産を管理する台帳を整備し、前条の規定による取得財産の処分の制限を受ける期間が終了する

までの間、保管しなければならない。

(補助事業者の責務)

第16条 補助事業者は、市内の森林から生産された薪を主燃料として使用し、市内の森林資源の利用拡大を図り、もって適正な森林整備・保全に貢献するように努めるものとする。

(協力の要請)

第17条 市長は、補助金を交付した者に対し、必要に応じて当該薪ストーブの利用状況等の情報提供を求めることができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和元年6月3日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、第12条から第17条までの規定は、同日後もなおその効力を有する。